

白山市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和2年3月26日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) 生活支援課、企業総務課、水道課、下水道課、鶴来白山ろく上下水道課
(2) 秘書課、定住支援課、交通対策課、白山総合車両所等活用対策室、文化振興課、博物館、松任中川一政記念美術館、千代女の里俳句館 (含 松任ふるさと館)、石川ルーツ交流館 (含 呉竹文庫)、鳥越一向一揆歴史館
- 2 監査実施日 (1) 令和2年1月27日 (月)
(2) 令和2年2月21日 (金)
- 3 監査実施場所 監査委員事務局
- 4 監査対象範囲 (1) 平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された所掌事務事業について
(2) 平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行された所掌事務事業について
- 5 監査項目 (1) 財務に関する事務の執行状況
(2) 契約に関する事務の執行状況
(3) 財産管理及び施設維持管理状況
(4) その他必要と認める項目
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の方法

財務に関する事務、事業の管理状況等が関係法令に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

監査を実施するにあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。監査当日は、所管課長から説明を受け質疑を行った。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況等は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にあたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

意見・要望及び指摘事項

<生活支援課>

福祉協力員に対しては、その制度や目的を明確に伝えるほか、研修内容等の把握にも努められたい。

<文化振興課>

各文化施設の友の会については、年会費の取扱い等、統一性に欠けるため、見直しを図る必要がある。